

○御杖村観光パンフレット制作業務委託事業者選定委員会設置要綱
(設置)

第1条 御杖村観光パンフレットを制作するにあたり、最もふさわしい提案事業者を選定・特定するための公募型プロポーザルによる審査を厳正かつ公平に行うため、御杖村観光パンフレット制作業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 審査基準及び審査方法の決定に関すること。
- (2) プロポーザルの審査に関すること。
- (3) その他委託事業者の選定・特定に関する必要な事項。

(組織)

第3条 選定委員会は、総務課長、むらづくり振興課長、むらづくり振興課長補佐及び担当職員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、選定委員会の目的を達成する日までとする。

(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を1人置く。

2 委員長はむらづくり振興課長とし、会務を総理し、選定委員会を代表する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、厳正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、村が公表した情報及び選定委員会が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、むらづくり振興課において行う。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効日)

2 この告示は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。